

別紙

やっふープレミアムバス事業団体バス補助金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行事業者等および各種団体が主催する観光バスツアーや団体旅行（以下、「ツアー等」という。）に対し、やっふープレミアムバス補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(補助要件)

第2条 補助要件は、主催するツアー等が次の（1）から（5）もしくは（6）の要件を満たす各種団体および旅行事業者（バス事業者等を含む）とする。

- （1） バス1台当たりの参加人数は、20名以上あること。（但し、乗務員、添乗員等を除く）
- （2） 養父市内の観光施設、観光イベント等に2箇所以上立ち寄ること。（但し1カ所は有料施設とする。）
- （3） 養父市内の宿泊施設に宿泊すること。
- （4） 国、地方自治体を実施する会議、研修、学校行事でないこと。（但し教育旅行として新たに受け入れる場合はその限りでない）
- （5） ツアー等が特定の政治、宗教活動を目的としたものでないこと。
- （6） （2）（3）（4）（5）の要件を満たす団体が、レンタカー等の自家用マイクロバスの場合は15人以上、大型バスを使用する場合は、20人以上とする。（但し道路運送法違反に抵触する場合は不可）

(補助額)

第3条 補助金の額は、以下の通りとする。

- （1） 貸切バスの台数に対し、60,000円を乗じて得た額とする。ただし、バスチャーター代金の2分の1を上限とし、1,000円未満は切り捨てとする。
- （2） 自家用マイクロバスについては台数に対して15,000円を乗じて得た額とする。ただし、送迎にかかる実費代金の2分の1を上限とし、1,000円未満は切り捨てとする。（実費とは通行料金、高速代、駐車場代金とする）
- （3） 自家用大型バスについては台数に対して20,000円を乗じて得た額とする。ただし、送迎にかかる実費代金の2分の1を上限とし、1,000円未満は切り捨てとする。（実費とは通行料金、高速代、駐車場代金とする）

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、実施しようとする日より10日前までに補助金交付申請書（様式第1号）及び別に定める添付書類を、

一般社団法人やぶ市観光協会理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定および決定通知）

第5条 理事長は、補助金の交付の申請があった場合においては、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査、確認書類の提出等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）し、その内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、やっぶープレミアムバス補助金変更（中止）届出書（様式第3号）を理事長に提出し、承認を得なければならない。

- （1） 補助金申請額に変更が生じたとき。
- （2） 補助要件を満たさなくなったとき。
- （3） 当該ツアー等を中止したとき。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第7条 申請者は、事業が完了したときは、2週間以内に実績報告書（様式第4号）及び補助金交付請求書（様式第6号）及び、理事長が別に定める添付書類を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 理事長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査、確認書類の提出等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第9条 理事長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 交付決定の内容に違反したとき。
- （3） 法令又はこれらに基づく理事長の命令に違反したとき。
- （4） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、やっぶープレミアムバス補助金決定取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 理事長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項の返還命令があったときは、交付された補助金を理事長が指定した方法により、期限内に返還しなければならない。

(実施期間)

第 11 条 平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの催行を対象とする。ただし、補助金に係る予算が終了次第、事業終了とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。